

## 計画の推進に向けて

### 計画の広報

計画の理念や重点目標、施策内容について、各団体が主体的に取り組み、多くの人と共有できるよう、広報誌などを通して、PR活動を進めるほか、ホームページなどでの情報発信においては、ユーザビリティに配慮したウェブサイト作成に努めていきます。

### 計画の定期的な検証と評価

計画の実行にあたり、適切に進行管理、評価を行えるよう、川西市青少年問題協議会を中心に、取り組みの成果の検証と評価を行います。計画期間である平成34年度（2022年度）までの間、年度ごとの評価を行い、計画第3章、第4章それぞれにおいて評価指数である基準値と目標値を設け、市民実感調査などを通じて各取り組みの効果を検証します。

重点目標と掲載各取り組みの評価指標

		指標	方向性	基準値	目標値	
目指す姿	第3章	充実感を持って生きている若者の割合	↗	69.7% (2017)	80.0% (2022)	
		市民実感調査				
		「学校に行くのが楽しい」と思う子どもの割合(中学生)	↗	85.0% (2015)	88.0% (2021)	
	子どもの権利条約にもとづく実感調査(中学校2年)					
	第4章	自分の仕事にやりがいを感じる若者の割合	↗	62.5% (2017)	70.0% (2022)	
		市民実感調査				
		日頃の生活に悩みや不安を感じる若者の割合	↘	61.3% (2017)	50.0% (2022)	
	市民実感調査					
	第4章	こども・若者ステーション利用者の満足度	↗	-	70.0% (2022)	
利用者実績(2018年9月開設予定のため「-」で表示)						
修学・就業等につながった人の数		↗	5人(2016)	10人(2022)		
利用者実績						
取り組み	指標		良好	おおむね良好	課題あり	推進困難
	自己評価		◎	○	△	×

※社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者支援に関しては、多様なあり方が考えられ、取り組み実施にあたっては、多角的・長期的な視点での評価が必要です。

## 川西市子ども・若者育成支援計画

The Plan about Supporting Youth

# 概要版 2018



川西市子ども・若者育成支援計画2018 概要版

平成30年(2018年)4月発行

川西市教育委員会 こども未来部 こども支援課

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号 ☎072-740-1246

川西市・川西市教育委員会

<http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kodomo/8974/14116/index.html>

## 1 計画の目的

平成 22 年 4 月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、国において「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、川西市では、平成 25 年 3 月に策定した「川西市子ども・若者育成支援計画」に基づき、これまでの取り組みを進めてきました。この計画は、25 年度～ 29 年度までの計画の成果を継承しながら、総合的かつ計画的に施策を推進するために改めて策定しようとするものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく計画です。

## 3 計画の期間

本計画の期間は平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間とします。

## 4 計画の対象

特に思春期から、概ね 30 歳未満の人としていますが、社会生活を円滑に営む上で困難を有する 40 歳未満の人を対象とします。

### ◎社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者

困難を有する子どもは、生まれてから現在に至るまでの生育環境において、様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、貧困、児童虐待、いじめ、不登校などの問題は、相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっているとされています。

このことは、子ども・若者育成支援推進法第 8 条に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」策定にかかる子ども・若者育成支援推進点検・評価会議において指摘されています。

大綱における基本的な施策「困難を有する子供・若者やその家族の支援」では、困難な状況ごとの取り組みとして①ニート、ひきこもり※、不登校の子供・若者の支援等②障害等のある子供・若者の支援③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等④子供の貧困問題への対応⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援一の項目を挙げています。

#### ※ひきこもりの定義

広義のひきこもり ①～④の状態が 6 カ月以上続く人  
準ひきこもり ①の状態が 6 カ月以上続く人  
狭義のひきこもり ②～④の状態が 6 カ月以上続く人

① 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する  
② 普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける  
③ 自室からは出るが、家からは出ない  
④ 自室からほとんど出ない  
\*きっかけが「病気」「妊娠」「家事・育児」の人を除く

## 5 計画の基本理念と重点目標

### 基本理念 子ども・若者の自立をみんなで応援 希望が持てる未来を

行政のほか、家庭や地域、事業者がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携・協力を図りながら、すべての子ども・若者が自己の能力を生かすことにより自立・活躍できる社会の実現に向け、長期的視点を持ちながら支援をする必要があります。

それらのことを踏まえ、次の 2 つの重点目標を掲げ、子ども・若者の健やかな成長を応援します。

### 重点目標 1 すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援します

#### ◎生きる力の育成と社会関係の構築

- 1 教育環境の充実
- 2 理念の共有
- 3 自然環境を活用した体験学習
- 4 異なる世代や集団との交流
- 5 充実した社会生活への支援

#### ◎就業への支援

#### ◎健全育成環境の整備

- 1 情報教育の充実
- 2 協働による生活安全活動

#### ◎健全な成長を支える担い手の養成

#### ◎文化・スポーツを通じた交流や新たな発想への支援

### 重点目標 2 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者やその家族を支援します

#### ◎ひきこもり・不登校者などへの支援

#### ◎高校中退者などへの支援

#### ◎若年無業者やフリーターへの支援

#### ◎経済的な貧困への支援

#### ◎子ども・若者総合相談センター

- 1 相談窓口  
ひきこもり・若年無業者・不登校者とその保護者を対象とした個別相談
- 2 居場所  
相談窓口来訪者などを対象とした講座の実施、親の会の情報交換会の開催、子ども・若者によるスペース活用 など
- 3 支援ネットワーク  
子ども・若者支援地域協議会を母体に支援ネットワークを充実

子ども・若者総合相談センター  
こども・若者ステーション

#### ▶▶ こども・若者ステーション

キセラ川西プラザ内に設置される子育て世代包括支援センター(母子保健法)、子ども家庭総合支援拠点(児童福祉法)、子ども・若者総合相談センター(子ども・若者育成支援推進法)の役割を担う総合的な支援拠点



#### 3 章・4 章の流れ

現状  
現在の市内の子ども・若者の状況をデータを使用し、記述・分析  
↓  
課題と取り組み  
現状を踏まえた課題と解決に向けた方向性、実施事業をあわせて掲載